



県章

山形県公報

令和7年6月3日（火）

第609号

毎週火・金曜日発行

目次

合同訓令

○山形県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令……………623

告示

○県議会定例会の招集……………（財政課）…624

○指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………（庄内総合支庁地域保健福祉課）…同

○指定介護予防サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………（同）…同

○歳入の収納の事務の委託……………（高齢者支援課）…625

公告

○一般競争入札の公告……………（産業技術短期大学校）…同

○令和7年度教科書展示会の開催……………（教育委員会）…627

合同訓令

山形県訓令第10号

山形県議会訓令第1号

山形県選挙管理委員会訓令第1号

山形県人事委員会訓令第1号

山形県監査委員訓令第1号

山形県労働委員会訓令第1号

山形海区漁業調整委員会訓令第1号

山形県内水面漁場管理委員会訓令第1号

本庁
出先機関
議会事務局
各委員会事務局
監査委員事務局

山形県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年6月3日

山形県知事	吉村美栄子
山形県議会議長	田澤伸一
山形県選挙管理委員会委員長	粕谷真生
山形県人事委員会委員長	安孫子俊彦
山形県代表監査委員	柴田優朗
山形県労働委員会会長	山上朗
山形海区漁業調整委員会会長	加藤栄司
山形県内水面漁場管理委員会会長	國方敬

山形県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

山形県職員安全衛生管理規程

昭和49年4月

県訓令第13号
県議会訓令第1号
県選挙管理委員会訓令第18号
県人事委員会訓令第1号
県監査委員訓令第2号
県地方労働委員会訓令第1号
山形海区漁業調整委員会訓令第1号
県内水面漁場管理委員会訓令第1号

の一部を次のように改正

する。

別表第1 村山総合支庁の項、最上総合支庁の項、置賜総合支庁の項及び庄内総合支庁の項中「子ども家庭支援課」を「こども家庭支援課」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

告 示**山形県告示第439号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、山形県議会定例会を令和7年6月12日山形市に招集する。

令和7年6月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県告示第440号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

令和7年6月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
株式会社ニチイ学館	ニチイケアセンターこあら 酒田市こあら二丁目5番地2号	福祉用具貸与	令和7.5.31
株式会社ニチイ学館	ニチイケアセンターこあら 酒田市こあら二丁目5番地2号	特定福祉用具販売	同

山形県告示第441号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

令和7年6月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護予防サービス事業者 の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
株式会社ニチイ学館	ニチイケアセンターこあら 酒田市こあら二丁目5番地2号	介護予防福祉用具 貸与	令和7.5.31
株式会社ニチイ学館	ニチイケアセンターこあら 酒田市こあら二丁目5番地2号	特定介護予防福祉 用具販売	同

山形県告示第442号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者に歳入の収納の事務を委託した。

令和7年6月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定公金事務取扱者の名称、事務所の所在地及び指定年月日
特定非営利活動法人エール・フォーユー
山形市小白川町二丁目3番31号
令和7年3月25日
- 2 委託業務の名称
令和7年度山形県介護サービス情報の公表制度に係る指定情報公表センター業務
- 3 委託した収納の事務に係る歳入
介護サービス情報の公表等手数料
- 4 委託契約の期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県立産業技術短期大学校教務支援システム提供及び運用保守業務の調達について、一般競争入札（総合評価落札方式）を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和7年6月3日

山形県立産業技術短期大学校長 佐 藤 俊 一

- 1 入札の場所及び日時
 - (1) 場所 山形市松栄二丁目2番1号 山形県立産業技術短期大学校第1会議室（本部棟2階）
 - (2) 日時 令和7年7月15日（火） 午後2時
- 2 入札に付する事項
 - (1) 調達をする役務の名称及び数量 山形県立産業技術短期大学校教務支援システム提供及び運用保守業務 一式
 - (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
 - (3) 契約期間 契約締結の日から令和12年7月31日まで
 - (4) 履行場所 仕様書による。
 - (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 3 入札参加者の資格
 - (1)から(7)までに掲げる要件を全て満たす者であること。ただし、共同企業体にあつては、(8)から(12)までに掲げる要件を全て満たす者であること。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
 - (2) 令和7年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（令和7年1月31日付け県公報第574号）により公示された資格を有すること。
 - (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
 - (4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴

力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

(5) 情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度に関してJIS Q 27001（ISO/IEC 27001）の基準に適合することにより認証を受けていること又はJIS Q 15001の基準に適合することによりプライバシーマークの使用許諾を受けていること。

(6) 過去5年以内に国、都道府県、地方自治法第252条の19第1項に規定する指定都市、国立大学法人又は公立大学法人において、学務システムを構築した実績又は類似の実績（共同企業体の構成員として当該システムを構築した実績又は類似の実績を含む。）があること。

(7) 共同企業体の構成員として本件入札に参加していないこと。

(8) 共同企業体の全ての構成員が(1)から(4)までの要件を満たしていること。

(9) 共同企業体の全ての構成員が(5)の要件を満たしていること。

(10) 共同企業体のいずれかの構成員が(6)の要件を満たしていること。

(11) 共同企業体は、自主結成されたものであり、共同企業体協定書を締結していること。

(12) 共同企業体の各構成員は、他の共同企業体の構成員として又は単独で本件入札に参加していないこと。

4 総合評価落札方式に関する事項

この入札は、次に掲げるところにより、入札価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式により行い、詳細は、この公告及び入札説明書によるものとする。

(1) 総合評価の方法

イ 入札価格の評価方法 入札価格の評価は次の算式により算出した数値によるものとし、当該数値を入札価格評価点とする。

$$\text{入札価格評価点（1点未満切捨て）} = (1 - \text{入札価格} / \text{入札書比較価格}) \times 200$$

ロ 価格以外の要素の評価方法 価格以外の要素の評価は、価格以外の要素として入札者に求める提案（以下「業務提案」という。）の内容の評価によるものとし、評価項目ごとに落札者決定基準に従って評価を行い、その評価に応じ、各評価項目の配点の上限の範囲内で、業務提案評価点を付与する。

ハ 入札価格評価点及び業務提案評価点の配分 点数については1,000点満点とし、うち入札価格評価点を200点、業務提案評価点を800点とする。

ニ 総合評価点の算出方式 入札価格評価点及び業務提案評価点の合計を総合評価点とする。

(2) 落札者の決定の方法 山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内の価格をもって入札した者のうち、総合評価点の最も高い者を落札者とする。この場合、入札結果は、後日、書面で通知する。

(3) 入札参加者の欠格 業務提案の内容を記載する書類（以下「業務提案書」という。）を提出しない者、指定された項目の記載をしない者及び業務提案書に虚偽の記載をした者は、3に掲げる要件を満たす者であっても、この入札の参加資格を失う。

5 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

山形市松栄二丁目2番1号 山形県立産業技術短期大学校

電話番号023(643)8431

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の額。ただし、規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

7 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

- 8 契約の手続において使用する言語及び通貨
- 日本語及び日本国通貨
- 9 その他
- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登載されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書を令和7年6月13日（金）正午までに、競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を同月10日（火）正午までに山形県立産業技術短期大学校教務学生課に提出するとともに、併せて次のイ及びロに掲げる書類を当該イ及びロに定める日時までに提出すること。
- イ 3の(5)及び(6)に係る事項を証明する書類（共同企業体にあつては、3の(9)から(11)までに係る事項を証明する書類） 令和7年6月13日（金）正午
- ロ 業務提案書 令和7年6月30日（月）正午
- (2) この入札は、山形県低入札価格調査制度実施要綱の規定による低入札価格調査制度を適用する。
- (3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、再委託の禁止に関する定め、個人情報の保護に関する定め並びにこの契約に係る次年度以降の歳入歳出予算が成立しない場合の契約解除に関する定めを設けるものとする。
- (4) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (5) 詳細については入札説明書による。
- 10 Summary
- (1) Nature and quantity of the services to be required: Provision and maintenance of the Yamagata College of Industry and Technology's academic affairs support system: 1 set
- (2) Time-limit for tender: 2:00 P.M. July 15, 2025
- (3) Contact point for the notice: Yamagata Prefectural Yamagata College of Industry and Technology, 2-1 Matsuei 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken, 990-2473 Japan TEL 023 (643) 8431

令和7年度における教科書展示会の開催は、次のとおりとする。

令和7年6月3日

山形県教育委員会
教育長 須 貝 英 彦

- 1 教科書展示会の開始の時期
- 令和7年6月13日（金）
- 2 教科書展示会の期間
- 14日間 各日午前9時から午後4時45分まで
- 3 会場及び展示内容

教科書展示会会場	展示内容
天童市大字山元字犬倉津2515番地 山形県教育センター	・小学校用教科書 ・中学校用教科書 ・高等学校用教科書 ・特別支援学校用教科書 (小学部知的障害者用、中学部知的障害者用) ※ 一般図書を含む
山形市城西町二丁目2の15 山形市総合学習センター	・小学校用教科書 ・中学校用教科書 ・特別支援学校用教科書 (小学部知的障害者用、中学部知的障害者用)
寒河江市大字西根字石川西355番地 村山教育事務所	・小学校用教科書 ・中学校用教科書 ・高等学校用教科書 ・特別支援学校用教科書 (小学部知的障害者用、中学部知的障害者用)

村山市中央一丁目3番6号 北村山視聴覚教育センター	・小学校用教科書 ・中学校用教科書 ・特別支援学校用教科書 （小学部知的障害者用、中学部知的障害者用）
新庄市金沢字大道上2034番地 最上教育事務所	・小学校用教科書 ・中学校用教科書 ・高等学校用教科書 ・特別支援学校用教科書 （小学部知的障害者用、中学部知的障害者用）
米沢市金池三丁目1番14号 置賜総合文化センター	・小学校用教科書 ・中学校用教科書 ・特別支援学校用教科書 （小学部知的障害者用、中学部知的障害者用）
長井市高野町二丁目3番1号 置賜教育事務所	・小学校用教科書 ・中学校用教科書 ・高等学校用教科書 ・特別支援学校用教科書 （小学部知的障害者用、中学部知的障害者用）
東田川郡三川町大字横山字袖東7番1号 庄内教育事務所	・小学校用教科書 ・中学校用教科書 ・高等学校用教科書 ・特別支援学校用教科書 （小学部知的障害者用、中学部知的障害者用）
酒田市本町二丁目2番45号 酒田市役所本庁舎6階	・小学校用教科書 ・中学校用教科書 ・特別支援学校用教科書 （小学部知的障害者用、中学部知的障害者用）

備考 土曜日及び日曜日の開催並びに展示時間の延長等については、会場により異なる。